

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」と アメリカの国連政策（一）

李 相 瞳

目 次

1 序論——問題の所在と従来の研究動向——

- (1) 問題の提起と分析視角
- (2) 従来の研究動向とその検討

2 第二次大戦後の韓国〔朝鮮〕問題と国際連合の役割

- (1) 韓国〔朝鮮〕問題の国連への移管の背景
- (2) アメリカ内の各部署の戦略とその調整
- (3) 「ア・ソ共委」の破綻とアメリカ軍部の動き
- (4) 国連への韓国〔朝鮮〕問題の提訴〔以上、本号〕

3 国連におけるアメリカ・ソヴェトの対韓国〔朝鮮〕戦略〔以下、次号〕

- (1) アメリカの提案の合法性の問題と「敵国条項」
- (2) 「ア・ソ共委」と韓国〔朝鮮〕の占領軍撤収問題
- (3) 韓国〔朝鮮〕代表の国連の会議への参加問題

4 「国臨委」と韓国〔朝鮮〕の政治指導者の統一構想

- (1) アメリカ側の介入と「国臨委」の活動
- (2) アメリカ側の提案と英連邦諸国の反応
- (3) 総選挙の構想と国内の政治諸勢力の動向
- (4) 国連の以南のみの単独選挙の決定過程

5 南北協商の推進と「南・北分断」体制の成立過程

- (1) 南北協商の推進とその政治背景
- (2) 「南北連席会議」とアメリカ側の政治姿勢
- (3) 南北交渉〔南北連席会議〕の進行過程
- (4) アメリカ軍政当局と一部の右派との提携

6 五・一〇総選挙と以南の政治諸勢力の対立状況

- (1) 総選挙に対する政治諸勢力の対応
- (2) 五・一〇総選挙の結果と「分断体制」の成立

7 結論——アメリカの国連構想への評価——

1. 序論—問題の所在と従来の研究動向—

(1) 問題の提起と分析視角

第二次世界大戦中である一九四三年の「ヤルタ会談」後、アメリカ・ソヴェト両国は、大戦後の両国の友好及び協力関係による「新たな世界秩序の樹立」との政策〔構想〕目標を掲げ、それを実現させるための戦後政策を積極的に追求して來た。その政策目標は、その後の世界的な「冷戦体制」の進展との政治過程の中での展開とも重なっている。だがその「戦後方針」は、「一

つの幻想」に過ぎなかつた点が明白となつて来る。と言うのも、両国の「戦後構想」は、各々全く別の基盤の上で成り立ち、更に別の内容を持っているためである。そして両国の戦後構想は、相互に殆ど相容れぬ政治・戦略的な要素を持っていた。特に韓国〔朝鮮〕¹の「民族解放」後における国内〔内在〕的・国外〔外在〕的な政治情勢がそのまま反映されていた「解放政局」の政治的な展開は、両国間の当時迄の協調体制を崩壊へと導いた。その協調体制の崩壊は、理念・イデオロギーをめぐる熾烈な政治対立や、資本主義対共産主義との体制間競争をも増して行く重要な要因となる。

その好例は、その「民族解放」後「国際的な」信託統治の構想をめぐる熾烈な国際的・国内的な対立²である。更に第一次・第二次アメリカ・ソヴェト共同委員会——以下、「ア・ソ共委」と略記する——における統一政府の樹立問題をめぐる激烈な対立³等々である。一九四七年春の時点で、国際的にはイランの石油問題をめぐる葛藤、ギリシャ及びトルコ両国における「民族解放勢力=左派」の「民族解放」のための革命闘争・変革運動の動きによる国際的な政治情勢の不安定及び、東欧における人民民主主義革命の成長及び進展、そして又東欧におけるソヴェト・共産主義化を含むJ. スターリン(J.Stalin)の「膨張政策」が露骨化して來ていた。更に三月一二日には、アメリカ側のソヴェトに対する軍事的な「封じ込め」を意味する、謂わゆる「トルーマン・ドクトリン(Truman Doctrine)」が宣言されている。その「宣言」は、米ソ両国の直接的な「政治交渉」である第二次「ア・ソ共委」の開催の二ヶ月前の時点での電撃的な発表となっている。

上記のように、東西両陣営が熾烈に対立する国際的な政治情勢の中での、同宣言の発表は、アメリカ側がソヴェトに対して当時迄の国際的な「協調体制」を放棄し、全面的な対決姿勢の明確化を意味した。アメリカ側は、当時迄の対ソヴェト側への「宥和政策」の代わりに、「封じ込め」政策を採択するのである。そしてそれは、言わば「冷戦体制」の時代の渡来をも意味する⁴。アメリカ側は、今迄のソヴェト側に対する宥和政策を捨て、G. ケナン(G.Kennan)の「封じ込め」政策を中心とする西欧に対する「経済支援・防衛

条約・同盟体制」を発足させている。それは、ソヴェトを頂点とする「直接的・間接的な侵略から自由国民を呑み込んだ独裁政権がアメリカ側の安保を阻害している」との警告に基づき、「アメリカ側は、〔全体主義の〕侵略から自由国家を守るために自由諸民族〔諸国民〕に対する援助を行なう（[] 内は引用者）」⁵点を強調する。そこには、当時迄のアメリカ側の対ソヴェト「宥和政策から強硬路線」への全面的な方針転換が示されている。

当時の国際情勢に目を転じて見れば、トルコとギリシャの両域における「民族解放運動」・革命運動の動きの力での抑え込みを試みたイギリス側が、政治的な危機状況に陥っていた。その政治的な危機状況に触発される形でH.トルーマン(H.S.Turman)大統領は、同盟国であるイギリスを、その政治的な危機から助け出す目的で、ヨーロッパのギリシャと中東のトルコ両域における「民族解放」のための革命闘争への弾圧に乗り出した。アメリカ側は、当時迄のイギリス側にとって代わってギリシャとトルコの両国に対して、経済・軍事的な諸援助の提供を行なって資本主義的な政治体制の樹立を助けるのを試みる。更に、ギリシャの内戦とトルコの防衛が、アメリカ側のその両地域における「解放闘争」・「革命運動」への政治的な動きに対する抑圧・弾圧政策の表向きの対象となって行くのである⁶。その一連の事件は、ソヴェト側に対してアメリカ側が、具体的には如何なる対応策を打ち出せるのかとの点を、西側から問われる「試験台」となるのである。

そしてその点は、大戦後にアメリカ側が構想する新たな世界資本主義的な秩序の再編成の政治プロセスに脅威となる「民族解放闘争」・「革命運動」に対して、アメリカ側の明確な「ソヴェト・共産主義政策」への必要性をも示唆している。そこで、上記のような宣言は、その一連の事柄に対する大戦後におけるアメリカ側の最初の公式的な政策表明であった点で注目に値する。更にその宣言は、当時の政治的な状況下でソヴェトが陰で追求して來ていたソヴェト・共産主義の膨張政策に対してアメリカ側が公式的な挑戦状を送り付けたとの点をも意味している。それは、国際情勢から見てみれば、その時点で戦後に始まった両国間の「冷戦体制」が着実に体系化しつつあった点を

示唆している。すなわち大戦後のアメリカの対外〔外交〕政策は、アメリカ側の対ソヴェト政策への基本要素が、長期間の「粘り強く、油断せず、更に確固たる」、ソヴェト共産主義・膨張主義的な傾向へ向けての「封じ込め」政策であるべき⁷、との考え方に基づいている。

その宣言から二ヶ月後、現地〔ソウル〕で開かれた韓国〔朝鮮〕の統一政府の樹立のための第二次「ア・ソ共委」は、当時点では既に深化しつつあった国際的な「冷戦体制」と国内的な「冷戦構造」とが次第に進行して行く中で、米ソ両国の間に如何なる合意点の導出も、非常に困難な政治状況に陥ったと考えられる。従って、米ソ両国の宥和時代の政策的な産物から成る第一次・第二次「ア・ソ共委」は、アメリカ側の対外政策の全般的な変化や、対ソ宥和政策から強行路線への「方針転換」等に伴って、両国間の直接的な「政治交渉」が合意に至らず、挫折した点を意味している。上述のような両者の二次に亘る「ア・ソ共委」における政治的な諸努力が報われずに、最終的にそれが挫折するに至った経緯は、既に両国間の外交レベルや当時の韓国〔朝鮮〕における両国軍司令部レベルの直接的な二者交渉によって、韓国〔朝鮮〕の独立問題の解決が出来ず、更に又両国間の問題解決のための政治的な試みに、言わば「終止符」を打ったとの点を示している。

以上を念頭に置くと共に、本稿は、大戦後のアメリカ側の対韓国〔朝鮮〕占領政策に関する〔国連構想〕全般の分析を、その主な目的としている。その際、本稿ではアメリカの「国連」における対韓国〔朝鮮〕占領政策を、その検討対象に絞っている。その検討に当たって、主に国連・アメリカ側文書及び韓国〔朝鮮〕側の資料に基づき、アメリカ側の、言わば「戦後構想」の一環として行なわれる「国連政策」について更に体系的に分析する。そしてアメリカ側は、「南・北分断」体制の固定化の政策を如何に遂行して行くのかを、先ず、本稿の分析対象として設定する。従って、本稿は第二次大戦後の韓国〔朝鮮〕占領政策の一環としてのアメリカ側の対「国連政策」と関わる、アメリカ・ソヴェト両国間における国際的〔外在的〕な「冷戦体制」の進行及びその深化過程と、それに連動する韓国〔朝鮮〕の国内的〔内在的〕な「冷

戦構造」の確立=「南・北分断」の固定化との両者を総体的に捉え、その「両者の結合」、との視点からの検討を試みるものである。

(2) 従来の研究動向とその検討

第二次大戦後の現代韓国〔政治〕史を解明するに当たって、国連におけるアメリカ・ソヴェト両国の政治的な対立は、北緯三八度線の以南——以下、以南と略記する——と、北緯三八度線の以北——以下、以北と略記する——の「南・北分断」体制の固定化の原因及びその進展過程を分析する上で、非常に重要な要素となっている。それにも拘わらず、同時期に関する今迄の研究の中で、比較的に詳細な研究は、概ね趙淳昇によってのみ行なわれている。その上彼の著作⁸の発表以来、同時期に関する本格的な研究書物が殆ど出て来ないのが、国連における米ソの「戦後構想」に関する今日の研究状況となっている。趙淳昇は、アメリカ側の、韓国〔朝鮮〕の独立問題と関わって、国連へと提訴したその政治的な行為を、「南・北分断」の体制への「前奏曲」と捉えている⁹。彼の捉え方それ自体は、さほど問題でなく、一定の部分では彼の見解に同意可能な点も存在する。だが問題なのは、その如く捉える根拠や、その具体的な説明が更に重要、との点であると考えられる。

鄭容碩は、アメリカがその独立問題の国連への提訴、との形で持ち込んだ理由として、以下の①当時のイランの例—当時分裂状況にあったイランは国連の協力を得て再統一を果たしているーに習っての独立問題の解決、②国連でのアメリカ側の影響力をを利用しての独立問題の解決、③アメリカの対外関係を、法と道義精神の具現として正当化させる对外觀の惰性¹⁰の三つを取り上げている。彼の主張の中で、②の指摘は、当時の国連内におけるアメリカ側の政治的な影響力を考えれば、概ね同意可能なものと考えられる。だが彼は、上記の理由を挙げているのみで、三つの理由に関する詳細な分析や論証等を全く行なわずに終わっている、との点で、その分析上の問題点を露呈している。すなわち、彼の分析は、それを指摘するのみであって、その理由を綿密に説明せず、それを論証すると言う具体的な分析にも至らずにいる点で

言えば、彼の立場は同時期を軽視する視角に立っている。

その後の韓国現代〔政治〕史に関する諸研究等も、概ね上記の鄭容碩と同様、同時期を軽視する視点に立脚しての研究¹¹や、又具体的な分析でなく資料的に整理した研究が幾つか¹²散見されるものの、同時期を正面から取り上げる分析は、筆者が管見する限りでは、殆ど為されずに今日に至っている。尚現在における研究状況も、今日迄の研究状況とさほど変わっておらず、一九七〇年代の末から一九九〇年代の初め頃迄を席巻した現代韓国〔政治〕史に関する修正主義的な視角から成る『解放前後史の認識』¹³の出現以後、それに反論する形での最近の『解放前後史の再認識』¹⁴との書物の中でも、その時期に関する研究・分析は殆ど見当たらずに済まされているのが、現状となっている。そこで最も問題な点は、同時期に関する研究の圧倒的な少なさである。上記のような現状は、現代韓国〔政治〕史研究の、言わば「空白の時期」を作り出している研究状況となっている。従って、本稿は、その現代韓国政治史の研究上での「空白」の幾分を埋める作業となる。

2. 韓国〔朝鮮〕の統一政府の樹立問題をめぐる国連の役割

(1) 韓国〔朝鮮〕問題の国連への提訴の背景

第二次大戦後の韓国〔朝鮮〕には、以南と以北との両地域が政治的・地理的に断絶されて行く中で、日本の技術者が退去すると産業的な面から経済的な発展に繋げる段階での打撃が非常に大きかった。更に以南・以北の両地域における生産施設の日本人による「意図的な」破壊行為と、専門技術者及び専門経営者の不足、流通関連の経済的な事業の中止等が重なって経済の完全な崩壊を招いていた¹⁵。当時の政治・経済的な諸現況を調査するために、一九四六年に現地〔ソウル〕を訪れたアメリカ側のE. ポーリー(E.Pauley)特使は、韓国〔朝鮮〕が経済的・産業的に発展するためには、北緯三八度線の撤去と以南・以北両域間の自由交易の再開が必要¹⁶と本国に報告している。

すなわち同特使は、「同地域が自由且つ独立された発展段階への進行が出来ず
にいるために、緻密な経済・政治的な復興計画による補完を行なわねば、深
刻な政治混乱を伴って、アメリカ軍の位相をも危険に晒し、不安定にさせる
事態を招く筈である」¹⁷と報告したのである。

次いで一九四七年夏頃にも、中国と韓国〔朝鮮〕との両国の政治情勢に関する現地調査団を率いるアメリカ側のA. ウェデマイアー (A.Wedemeyer) 将軍が、現地〔ソウル〕で、以南の政治諸指導者と会った後に、H. トルーマンに韓国〔朝鮮〕の一般民衆は「自治能力」を欠いているので、「アメリカ側が以南に居残り続けるとの点を考慮するとすれば、以南地域に対する諸支援は、救済のみのレベルに限って施行する」必要性が存在する¹⁸との報告を行なっている。上記の報告書では、当時迄アメリカ側が「民族解放」時と同様の「自治能力の欠如」との認識を変えず堅持する点が示されている。その一方で、同将軍の率いる使節団の声明は、極右派の李承晩と彼を支持する一部右派の政治グループを激励するゼスチュアを探る仕種によって、当時以南のみの単独政府の樹立構想のために積極的に動いて来た右派の李承晩一派に政治的な示唆を与えた点をも明らかにしている¹⁹。

その時点で、アメリカ側の使節団によって作成されていた「ウェデマイア
ー報告書 (Wedemeyer Reports)」は、以南における政治的な情勢を、やや樂
観的な見方で眺めていた。そして又、「ウェデマイアー報告書」は、国内で李
承晩を中心とする右派の政治諸勢力に有利な風潮が広まっている、と分析し
ていた。すなわち彼等の分析は、韓国〔朝鮮〕における統一された独立政府
の樹立が、既に「非現実的な問題」である点を、その前提としている。その
上で彼は、李承晩と韓国民主党——以下、韓民党と略記する——等を中心と
する右派諸勢力が、「組織論的」な観点から見れば、最もその組織体制が整っ
ている、と判断していた。その結果、韓国〔朝鮮〕の独立問題のために、今
後行なわれると予想される、如何なる選挙でも右派諸勢力が様々な選挙で勝
利を収める可能性が高いと、「ウェデマイアー報告書」は、当時点でも見込んでいた²⁰。従って、以南の単独選挙後に樹立される筈の単独政府内における

右派勢力〔右派人物〕の積極的な「活用方針」を示唆している。

さて趙淳昇は、アメリカ側が韓国〔朝鮮〕の独立問題の国連総会への提訴に当たって、アメリカ側の軍事的な戦略面と対外援助とに連動する財政的な問題の考慮以外の動機として、第二次「ア・ソ共委」が失敗した以後、一般民衆のアメリカ側への反米感情が極度に高潮した点²¹を指摘している。当時、アメリカ軍政当局は、韓国〔朝鮮〕における如何なる臨時的な「自治政府」の樹立に対しても、それを全面的に不承認するとの政策を取ると、政治・経済的な安定を維持する面で、最も困難な立場に置かれる状況となる。更にJ.ホッジ(J.R.Hodge)中将と右派の李承晩及び金九との間の不和、更に左派勢力によって頻繁に行なわれる過激な「権力闘争」等が積み重ねられ、当時の政治的な情勢は、言わば「絶望的な混乱状況」に置かれていた。その上、左派勢力が意図的に流した「アメリカ側は、韓国〔朝鮮〕に軍事基地を建設し、日本側へと食糧を搬び出している」²²とのデマは、アメリカ側に対する一般民衆からの「感情的な」反感のみを更に高めて行くのである。

B. カミングス(B.Cumings)によれば、アメリカ側の、韓国〔朝鮮〕の独立問題を国連へと移行提訴するとの決定の、表向きの面は、一九四七年にソヴェト側が「ア・ソ共委」の第二回目の一連の両国による直接的な政治交渉で、彼等の主張を枉げるのを拒否した後の決定事項であった、と説明している。更にその独立問題に関連して言えば、アメリカ側が採った政治的な諸行動の内で、その自主政府の樹立問題を国連総会へと提訴した一方的な政治行為は、今日尚韓国〔朝鮮〕に対するアメリカ側の政治的な介入を正当化する主要な要素である、とされている。それは当時の国連全体が、アメリカ側の見解に関しては「機械的な多数」としてアメリカ側の背後に付いていた「国際的な政治状況」のためである。それと同時に、それは又第二次大戦後のアメリカ側の対韓国〔朝鮮〕政策・占領構想の内に、最も不明であり、更に最も「謎」とされる部分であり続いているのである²³。

上述のような政治的な混乱状況の下で、アメリカ側の立場を最も苦境に立てたのは、以北から直接に伝わって来る以北側の経済的な発展状況に関する

る情報の拡散であった。当時の以南と以北との両域を比べれば、その発展の差は顕著なものとなっている。当時の以北における地域発展の主な要因は、ソヴェト側の政治的な支援と経済的な援助資金を受けた点に多く存在するには確かであった。今一つの要因は、「民族解放」の当時、植民地時代の生産設備及び工場設備の殆どが以北に残っていた点も同地域の経済再建に有利に作用した点を上げるのも可能である。更に以北は、経済発展を成し遂げるための詳細な計画案に基づき、それを体系的に施行した。加えて言えば、以北の指導者が比較的に自立的な立場から経済的な発展政策〔復興計画〕を探った点も確かであった。そして以北側は、一九四六年三月から八月迄の間に、復興政策の全ての分野に亘って一連の急進的な改革を決定した。その具体的な改革の詳細は、以下のような内容のものとなっている。

それは、土地改革法、男女平等法、労働法、工業・運輸・交通・銀行等々の国有化に関する法律の存在である。特に以北地域における「土地改革」・「農地改革」は、当時の以北側の農民達からのみではなく、以南地域の農民からをも多くの共感を獲得していた。だが、ソヴェト側からの以北に対する経済援助が、そのソヴェト軍による占領初期の時代にどの程度迄に為されたのか、との点に関しての詳細は、未だに不明である。ソヴェト側と以北の両者側の資料は、その点では概ね食い違いを示している。ずっと後になってソヴェト側は、以北地域に対しては莫大な数字に上る経済的な諸援助を行なった点を示す数字を公表している²⁴。更に以北では、日本の植民地的な支配体制の残滓を完全に清算し、「親日派」・「民族反逆者」の追放した²⁵点等々を考え合わせれば、韓国〔朝鮮〕人の政治指導者が祖国における権力統治上における名目的な権威以上のものを持っている点、との印象を、以南の一般民衆や政治指導者に与えたのも、否めぬ事実なのである。

そして又アメリカ側は、以南地域と以北地域との相互関係で以下の二つの問題を抱えていた。それは、先ず一九四七年の夏と秋頃に、韓国〔朝鮮〕の統一政府の樹立問題を解決するために尽力している、との「政治的な名分」を如何にすれば、それが獲得可能となるのかとの問題である。今一つ

は、アメリカ側が、中東やヨーロッパ及びその他の地域から自国の政治的な威信を失わずに、如何にすれば、韓国〔朝鮮〕と関わる政治的・経済的な問題から抜け出せるのか、との二つの困難な問題に直面していた。そこで両者の中での、特に後者の問題を解決する一方策として、当時の統合参謀本部は、以南に駐屯中のアメリカ軍の全面的な撤退を決めていた。その際、統合参謀本部は、「ソヴェト側が、日本へ向けての攻撃開始が可能な程の軍事力を以南に未配置する場合に限る」²⁶との条件付で、アメリカ軍を以南から全面的に撤退させる場合、極東司令部の軍事的な地位に変動もなく、アメリカ側の権威にも損傷を受けずに済む筈である、との結論を下している。

だがアメリカ側が、無条件的な軍隊の全面撤収に踏み切る点は、アメリカ側の威信に大きな打撃を与える可能性が非常に高いのみではなく、アメリカ側が意図する「封じ込め」政策とも相反する内容となっている。すなわち、アメリカ側が西欧〔ギリシャ〕と中東〔トルコ〕で、ソヴェト側と全面的に対抗しているにも拘わらず、東アジア〔以南〕からアメリカ軍が全面的に撤退するとの軍事行動は、大戦後の「世界戦略」・「極東アジア政策」が非一貫的である、との評価をアメリカ側の友好諸国から受ける可能性が高かった。だがJ. ホッジ中将は、アメリカ軍の即時の全面的な撤退の前に、以南に「親米的な反共政府」を樹立して置けば、必ずしも韓国〔朝鮮〕からアメリカ側が退いた、とは言い切れぬとの印象を与え得ると考えた。そこで彼は、H. トルーマンにアメリカ軍が全面撤退する以前の段階で、以南地域を助けて「土着防衛軍」を創設・訓練して置く点を建議したのである²⁷。

アメリカ側は、ソヴェト側との直接的な二者交渉による政治的な合意に失敗した際に、当時のアメリカ側の「圧倒的な優位」が確保されている国連を積極的に活用する点のみが、自国を苦境から追い出せる道である、と考えた。更にアメリカ側は、それが当時の自国にとっての最も名誉な道である、と捉えると同時に、その独立問題の解決のための国連の積極的な活用のみが実現可能な通路である²⁸とも見なした。そしてアメリカ側は、第二次的にはその独立問題を解決するための唯一の通路である、とも考えた。そこでアメリカ

側が、その韓国〔朝鮮〕の独立問題を国連に移管〔提訴〕した理由は、以下のような幾つかの点からであった。先ずそれは、米ソ両国の占領軍の「早期の撤退論」と関わっているが、アメリカ側にとって見れば、以南は、軍事的には概ね重要度の低い地域であるにも拘わらず、軍事的・経済的な負担は多大になると点であった。だが、実際にその負担が大きくなったのは、第二次「ア・ソ共委」での二者交渉が決裂した以後の時である。

一九四七年七月一八日に、統合参謀本部宛ての J. ホッジ中将からの報告書が明らかにしたように、J. ホッジ中将は、第二次「ア・ソ共委」の失敗についてはアメリカの対韓国〔朝鮮〕政策の失敗をも含意していると指摘した。当時の A. ラーチ (A.L.Lerch) 軍政長官も、J. ホッジ中将の見解に同調しつつ、以南は軍事的・経済的な観点から見れば、アメリカ側にとって非常に多大な負担を強いられる地域である、と捉えていた。同年七月二一日に、国務長官宛ての電文の中で、J. ホッジ中将の政治顧問の、J. ジャコブス (J.Jacobs) は、第二次「ア・ソ共委」が第一次と同様、膠着状況に陥っている。その点は、アメリカ側の、対韓国〔朝鮮〕政策に画期的な修正を要求した²⁹との報告を行なっている。すなわちアメリカ側は、「ア・ソ共委」を通して両国間の合意に至る政治過程を最も合理的な解決方法、と認識した。だが、その「二者交渉」のような合理的な方法での失敗は、アメリカ側に新たな構想に基づく政策構想とその実施を要求していたのである。

今一つの理由は、第二次「ア・ソ共委」の失敗以降に、アメリカ側の占領政策に対して、韓国〔朝鮮〕の一般民衆の間に高まりつつあった、反アメリカ的な感情を極力避けるためであった。当時右派の李承晩は、アメリカ側と J. ホッジ中将とを名指して批判し、反米的な感情をも助長した。七月三〇日付の『大韓日報』は、アメリカ軍政当局と J. ホッジ中将の両者に対して、二年前アメリカ軍が以南に占領・進駐した時、我々は彼等を「解放軍」として熱烈に歓迎した。だが今日では、アメリカ占領軍に対する一般民衆の感謝の気持ちは幻滅に変わって、反米感情へと転換した。その責任の一種は、先ず J. ホッジ中将にあると言わざるを得ぬ³⁰との李承晩の不満を紹介する記

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策

事を掲載した。J. ジャコブス政治顧問は、李承晩が一般民衆の不満を、J. ホッジ中将の責任へと転嫁した理由は、J. ホッジ中将に直接的な責任は不在であるにせよ、政策決定の最高責任者としての間接的な責任は存在するとの点を強調するためである、との分析を行なっている。

更に韓国〔朝鮮〕の独立問題の国連への提訴問題と関わる、その他の理由としては、アメリカ側の経済的な負担と、対外的な援助資金と絡む財政的な問題が挙げられる。韓国〔朝鮮〕の特別委員会の報告には、「現段階におけるアメリカ軍の即時撤退が、韓国〔朝鮮〕の全地域における共産主義化を招く可能性が存在すると同時に、その結果は、極東アジアのみではなく、世界にアメリカの威信に悪影響を与える」と分析されている。だがアメリカ側は、以南がソヴェト・共産主義の支配下に置かれる点を阻止しつつ、可能な限り早期に以南における人的な財源確保のための努力と財政的な負担を削減するための全ての努力を行なうべき」³¹との点を強調した。そしてアメリカ側は、アメリカ軍の、以南からの全面的な即時撤退の問題についての真剣な検討を行なった。それと同時に、アメリカ軍の全面的な撤退の有無や、その独立問題の国連への提訴に拘わらず、以南地域に対するアメリカの経済的・軍事的な援助は、当分間続けられるべき、との点も強調されている。

以上のように、アメリカ側が韓国〔朝鮮〕の独立問題を国連へと提訴するための幾つかの理由から鑑み、当時のアメリカ側の対韓国〔朝鮮〕の占領構想の一環としての国連構想は、その緊急性を要求されていた。そのような政治的な進行過程の中で、本国陸軍省側と現地〔ソウル〕のアメリカ軍政当局側との間に、一つの共通した政治・戦略的な見解が形成される結果となる。すなわちそれは、「以南側からは手を引く」との政治的・戦略的な見解となっている。上記のような政策的な見解を、直ちに実践へと履行するための政治的な戦略の一環として、アメリカ側は、当時以南・以北の両地域に駐屯中の、米ソ両国の占領軍の即時的な全面撤退とその独立問題の国連への提訴を試みている。すなわちアメリカ側は、以南側から手を引くために、アメリカ軍の全面的な撤退の構想を練ると同時に、その独立問題の国連への提訴との政治

的・戦略的なアメリカ側の「国連構想」を練り上げ、政治的・戦略的な観点と睨む政治的なレヴェルでの選択を行なったのである。

(2) アメリカ内の各部署の戦略とその調整

その独立問題が、国連に移管されるとの報道が、早くも一九四七年一月末頃に現われる状況となる。その出所は、日本と現地に勤めていた国務省と陸軍省の官僚からであった。そこには、その独立問題の国連への移管は、最終的な手段である、とされていた。その後、その問題の国連への移管についての具体的な議論が行なわれた時は第二次「ア・ソ共委」が苦境に直面していた頃であった。同年の七月、国務省北東アジア課のJ.アリソン (J.M.Allison)、陸軍省のT.デュピュイ (T.N.Dupuy) 中佐、海軍省のH.ハンマー (H.R.Hummer) 大尉等々の人々で構成されている韓国[朝鮮]特別委員会は、二つの方向からその独立問題についての具体的な対応策に乗り出した。その一つは、その独立問題を国連へ提訴するために必要な手続きを確保して置く点であった。今一つは、「ア・ソ共委」が決裂した後に、アメリカ側の構想の貫徹のための行動計画を準備して置く点であったのである。

その行動プランと関連して、特別委員会は、①李承晩と彼を支持する政治組織、②以南のみの単独選挙の実施、③過渡政府に対する姿勢等々への対応を迫られた³²。そこで李承晩への対応策とは、当時李承晩と彼の支持勢力[右派]が「ア・ソ共委」の決裂を想定して単独政府の樹立を急ぐ点への対処である。当時アメリカ側は、彼等への支持基盤が、拡大の一路を辿っていた点への対応に迫られていた。彼等は、単独政府を樹立するために、様々な手段を用いて政治的なキャンペーンをも行なった。その政治状況下で、彼等はアメリカ軍政当局を非難した³³。アメリカ側はそれへの適切な対応策を考える必要があった。その時点で国務省も、「ア・ソ共委」の決裂を予想し、単独政府の樹立案を計画した。従って、単独政府の樹立を公然と呼び掛けた李承晩との間に一定の幅を持たせて置く戦略を取ったのである。

韓国[朝鮮]から手を引く、との国務省内の政策立案者達による一致した

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策

見解に対して、東ヨーロッパ担当のD. スティvens (D.W.Stevens) 副局長は、九月九日にG. ケナン政策企画室長及びJ. アリソン宛てのメモの中で、「東西との理念的な対決の中にあるアメリカ軍の即時撤退は、非常に重要な問題である。万一アメリカ側は、韓国〔朝鮮〕がソヴェトの「衛星国」になるのを許容すれば、アメリカの威信のみでなく、極東アジアの「民族解放運動」との関係上もその打撃は多大なものとなる筈である。従って、アメリカ軍の全面的な撤退の問題については性急に結論を導出する以前に、その諸要因を考慮すべき³⁴とし、それに反対の意見を提示した。更に彼は、アメリカ側の威信のためにも、その他アジア諸国への波及効果を考えてもアメリカ軍の撤退計画は拙速な決定であると訴えた。だが彼の主張は、アメリカ軍の撤退との国務省の政策を覆すには至らなかつたのである。

そこで最も重要な問題は、アメリカの威信が全世界的に損傷されずにそのまま保たれる、との形で、韓国〔朝鮮〕から手を引くとの点であった。九月二十四日に、G. ケナン室長は、アメリカ軍隊の全面的な撤退の問題について、国務省の政策〔立案〕関係者達との間での議論を行なった結果、アメリカ側にとっての韓国〔朝鮮〕は、軍事的な観点から見てみれば、「余り重要な地域でない」と判断される、と説明している。そして又彼は、「万一、その事実が明白であるとの判断を下せれば、我々の政策は、韓国〔朝鮮〕に関わる財政的な諸経費を削減し、可能な限り迅速に以南から抜け出すべき」³⁵との内容を纏めた報告書を、国務省の極東局長宛てに送った。G. ケナン室長の意思が、以南からのアメリカ軍の「全面的な撤退」へと傾いたのは、韓国〔朝鮮〕の軍事的な重要度の低い地域である点と、有力な政治勢力の「政治的な策動」への不信感が働いたとの二点が、そこには示されている。

一月六日に、G. ケナン室長は、世界情勢についての、国務長官宛ての報告書の中で、韓国〔朝鮮〕に関して言えば、「今迄以上の純粹な平和又は自由民主主義的な発展への可視的な希望が見えずに留まっている」。将来の政治状況は、政治的な未成熟、偏狭、政治的な暴力等によって支配されて行くと推察される。その諸条件が、最も優勢であるとすれば、ソヴェト支持勢力は、

彼等が得意とする境地に留まって政治的な利益獲得を企てる点を意味する。従って、土着勢力がソヴェト側の膨張に対抗して境界を守ってくれる点への期待は不可能となる。韓国〔朝鮮〕は、その戦略的な面では既に重要な地域ではなく、我々〔アメリカ側〕の主な任務は、全世界における「アメリカ側の政治的な威信の低下を伴わずに、韓国〔朝鮮〕から如何なる方法で迅速に抜け出せるか」との点に存在する³⁶と主張した。そしてアメリカ軍の即時撤退を、当時のG. ケナン室長は、再び強調するのである。

当時G. ケナン室長の報告書は、陸軍省の見解とも一致している。G. ケナンの報告書の中で、アメリカ軍の、全面的な撤退への最も重要な要因は、アメリカ側への政治指導者との協力関係を如何に評価するのかとの点をめぐる問題であった。具体的に言えば、それは、ソヴェト・共産主義とそれに同調的な以南における政治勢力の膨張への防衛線をアメリカ側の協力者として、何処迄協調が可能なのか、との点への期待感から成っている。G. ケナン室長の、上記の報告書にも指摘されているように、アメリカ側の韓国〔朝鮮〕からのその期待は、概ね否定的である点が記されている。又統合参謀本部は、アメリカ軍の全面撤退について、「アメリカ側が兵力の少ない部隊を以南に駐屯させ、それを維持しても『戦略的な利得』が見込まれずに留まっている」との報告をH. トルーマンに行なっている。

その独立問題の、国連への移管〔提訴問題〕に関する手続きは、アメリカの対「国連構想」における基礎的な政策文書〔SWNCC 176/30〕に、そのまま反映されていた。韓国〔朝鮮〕特別委員会は、同年八月四日にその独立問題〔臨時政府の樹立問題〕に関する政治的な解決を催促するための今後の政治的な措置に関する最終報告書〔SWNCC 176/30〕を纏めて国務省・陸軍省・海軍省の三省調整委員会〔SWNCC〕に提出した³⁷。その報告書には、以下のような結論となっている。

すなわち、①韓国〔朝鮮〕の全域が、必然的に共産主義者〔ソヴェト〕に支配されると予想される状況下でアメリカの現時点での撤退は不可能である。その結果〔今後〕生ずる全ての影響は、極東・全世界に亘って、アメリカの

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策

威信に重大な損傷を与える。だが、韓国〔朝鮮〕のソヴェト側から成る支配下への転落を阻止し、可能な限り早期にアメリカ側への人的及び経済的な関与を減少させるための全ての努力が必要である。更に②第二次「ア・ソ共委」が失敗すれば、韓国〔朝鮮〕人は独立への進展がない点に非常に失望し、極左右両派によって重大な混乱が引き起こされる筈である。そうなれば、アメリカの世論は、軍隊の即時撤退を求める筈である。その結果、韓国〔朝鮮〕をソヴェト勢力の支配の下に置かれる結果になる。そして③アメリカは、それに対して満足し得る解決策を促すために、速やかに一連の行動を取るべきである。アメリカは、独立を早めるために、全力を尽す点を一般民衆に示すと共に、アメリカ側が国連憲章やモスクワ協定等々の国際協約や協定に従つて行動している点を、アメリカや世界世論に証明すべきである³⁸と記している。

同報告書には、アメリカ軍の全面的な撤退の際の政治状況を想定した後に、その全面撤退については、結論的に言えば不可能である、と記されている。更に同報告書では、それにも拘わらず、アメリカ軍の全面撤退を強行した場合、アメリカ側のその全面撤退に伴う政治的な威信の損傷と、ソヴェト側による韓国〔朝鮮〕の全面的な支配を招く点が危惧されている。従って、全地域に対するソヴェト側による支配体制下への転落を防ぐためには、世界から成るアメリカ側への好意的な世論を引き付けると同時に、一般民衆をも納得させる具体的な政治行動が重要である、との点を強調している。上述のような結論に基づき、韓国〔朝鮮〕の特別委員会は、今後アメリカ側が取るべき具体的な政治行動についての、以下のような勧告を行なっている。

「①『ア・ソ共委』の現在の苦境が八月七日迄に続く場合に、添付書簡「C」をソヴェト外相に送付する。次いで、八月一八に添付書簡「D」をイギリス・中国・ソヴェトの外相に送付する。②八月七日以前に、『ア・ソ共委』の交渉が挫折した場合、添付された書簡「D」を直ちに三国政府に送付する。③書簡「D」の付録に書かれるアメリカ側提案について四カ国間で何等の合意に達し得ぬ場合、九月一〇日にアメリカ側は、全てのその独立問題を、九月

一六日から始まる次回の国連総会に上程する意思のある点を明らかにする。
④ソヴェト側が、韓国〔朝鮮〕に関するアメリカ側の提案の検討を拒否するか、その進行の遅延を画策する場合、アメリカ側は、その独立問題を、国連総会に提訴〔上程〕する意思を、その外の三カ国に通知する。⑤その独立問題を国連に提訴・上程する準備のために、国務省の作業班を直ちに構成する。それに陸軍省・海軍省からの代表等も加える（〔 〕内は引用者）。」³⁹

上記のような勧告の中で言及されている書簡「C」は、同年八月一七日迄に両国の直接的な政治交渉の進展の状況については「ア・ソ共委」側から両国政府に対して報告させる。又それに基づき、独立政府を自主的に達成する上で取るべき措置についても述べられている。すなわち書簡「C」は、その措置について、米ソ両国政府が検討する点を、ソヴェト側に提案するのが主な内容⁴⁰となっている。更に書簡「D」は、米ソ両国間における直接的な政治交渉では、既にその合意への到達が不可能な政治状況に置かれている、との点を明らかにしている。そのために書簡「D」は、その国際情勢を踏まえた上で、アメリカ側の新たな政策構想の提示を、その内容としている。その具体的な提案は、以下のような内容となっている。

「①アメリカとソヴェトの両国が占領している〔以南・以北〕地域で各々暫定的な立法機関の代表を選出するための選挙を実施する。その選挙は、秘密投票と複数の政党が参加する形式を取ると共に普通選挙によって、そして又現在各々の地域にある立法機関が制定した法律に従って行なわれる。②暫定的な立法機関は、各々の地域の人口比例に基づいて代表を選出し、彼等代表は、韓国〔朝鮮〕政府を樹立するために協議する。③暫定的な統一政府は、四カ国の代表と会談し、韓国〔朝鮮〕の独立を政治的・経済的に確かなものとするために、必要な援助及び支援と、その方法について協議する。④先の各々の段階では、国連がオブ・ザーヴァーとして参加する。⑤韓国〔朝鮮〕暫定政府と関係四カ国は、韓国〔朝鮮〕内の全ての外国軍の全面的な撤退の日時について合意を形成する（〔 〕内は引用者）。」⁴¹

上述のような結論の中で、特に注目すべき点は、外国軍隊の早期の撤退は、

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策

ソヴェトの韓国〔朝鮮〕の単独支配を招かざるを得ない点から、当時国務省は、軍部が提起した「早期撤退論」を、一旦拒否したとの点を意味する内容となっている。それと同時に、国務省は、アメリカ側の関与を軽減する方案の模索を催促する点で、軍部との格差の縮小を試みている。国務省・陸軍省の両省内の政策決定者達は、ソヴェト側による影響力を牽制している一方で、可能な限り早い内に、アメリカ軍の全面的な撤退を模索するとの政策的な苦境に陥っていた。そこでその独立問題の、国連への移管によって、国務省は、韓国〔朝鮮〕に費やされる財政的な負担を軽減させると同時に、国際協調の利点の獲得が可能であると考えた。それと同時に、米ソ両国の直接的な政治交渉も行なわずに、全世界に向けて「多国間主義」と「合理性」との二つのイメージの獲得も可能である⁴²、とアメリカ側は信じたのである。

特別委員会の方針に対してアメリカ軍政当局は本国と同様、同方針について原則的に特別反対はなかった。だが軍政当局は、その具体的な内容の検討に立ち入って若干の修正を国務省に要求した。J. ジャコブスは、過渡政府の設立案の一つとして提案される以南地域の代表によって構成された立法機関は、連立政府を通じての韓国〔朝鮮〕のソヴェト・共産化を意味するので、選挙方式を以南・以北の地域レヴェルでの選挙でなく、全地域に亘る総選挙の変更を提案した⁴³。特別委員会の勧告に基づき、八月一一日にG. マーシャル長官(G.Mashall)はV. モロトフ(V.Molotov)外相に書簡を送った後に、「ア・ソ」共委の両国代表に対してその問題は、今以上見送られるのが不可能である点から、二一日迄に「ア・ソ共委」における両国による交渉の進展状況を報告させ、それによって両国政府が韓国〔朝鮮〕の「独立と統一」に関して取り得る諸措置についての検討を提案している⁴⁴。

ソヴェト側は回答で、「ア・ソ共委」の膠着は、V. モロトフとG. マーシャル間で合意された協議対象に関する条件をアメリカが遵守せずにいる点にあると指摘した。ソヴェト側は、それに対する適切な措置をアメリカ側に求めた。ソヴェト側は、アメリカ案に対して逆提案を行なった。その逆提案での焦点は、第二次「ア・ソ共委」の協議対象となる団体をめぐっての解釈

であった。「ア・ソ共委」は交渉を続けたが、それ以上の進展はなく、両国の中に論争と相互非難のみが飛び交った。二者交渉が些細な問題に局限されて来ると、国務省は一一日にG. マーシャル長官の提案を最終案とし、次の段階へと移行した。国務省は、「ア・ソ共委」の自国代表に対して、以前から作成中の報告書を両国代表の合意下での再作成を指示する一方で、二六日付でソヴェト、イギリス・中国の三国に対して「韓国〔朝鮮〕に関するアメリカ政府の提案」と題された文書を提示した後に、四カ国会議を九月八日にワシントンで開催し、その提案についての協議を要請した⁴⁵。

(3) 「ア・ソ共委」の破綻とアメリカ軍部の動き

さて、「ア・ソ共委」が破綻に向かって行くと、アメリカ軍司令部は、国内の左派諸勢力に対する弾圧に乗り出した。当時迄にモスクワ協定に対する一般民衆の反対運動は、厳しく禁止されたが、当時点での「禁止措置」が取り消された。その措置は、批判的な雰囲気が高まる状況と相俟って、右派勢力によるソヴェト側への攻撃を促す事態を招いた。右派による大々的な反共活動が行なわれ、七月二六日にはソヴェト側の代表団への身体的な攻撃迄も起こった。更にアメリカ軍政当局は、左派人物に対して八月中旬には、大々的な検挙を開始した。その結果、ソウルで「革命首謀者」達が検挙され、地方ではそれ以上の数が投獄された。その反共活動は、「ア・ソ共委」での相互批判を更に加熱させる結果を招いた⁴⁶。T. スティコフ (T.Shtykov) 将軍は、「そのような事態は、『ア・ソ共委』の活動を萎縮される目的下で仕向けられているように見える」⁴⁷と非難した。アメリカ側の立場から見れば、「ア・ソ共委」の両者交渉は殆ど挫折したかに見えたのである。

八月二八日に、ソヴェト側は、アメリカ側の最後案が不満足な内容であるのみならず、専ら宣伝目的に作り出された内容であると批判した⁴⁸。彼は「ア・ソ共委」の協議対象である政党・社会諸団体に対する口頭交渉を省く点には同意する一方で、「モスクワ協定を全面的に支持する」政党の中から以南・以北同数の代表を選出して「臨時議会」を設置する、との提案を行なつ

た⁴⁹。だがソヴェト側の、当時の人口比例の現状と不合致する上記の提案を、アメリカ側が受容する筈がなかった。ソヴェト側は、以北での国連の監視下に選挙の実施を拒否し、アメリカ側は、以南内に全人口の約三分の二を占めている状況を利用して、上記のような提案の受け入れを拒否した。その上で、ソヴェト側の提案は、以南における右派諸勢力を除くべき、との従来の立場を堅持していた。それは、ソヴェト側の上述のような非妥協的な立場による妥協の可能性の消滅を意味し、それ以上の二者間による政治交渉の余地が不在である⁵⁰とのアメリカ側の判断に貢献したのである。

そこで国務省は、万一ソヴェト側が四カ国会議の開催を拒否した場合、特別委員会の方針(SWNCC/30)に沿って、その独立問題を次回の国連総会へと提訴する意向を示した。それのみならず、国務省は万一、国連によるその独立問題の解決策が失敗に帰した場合を考え、以南のみの独立政府の樹立を構想し、それへの承認のための措置を既に検討していた⁵¹。九月五日に、ソヴェト政府は、アメリカ側から成る四カ国会議の開催を拒否する書簡をG.マーシャル長官に送った。その会議を拒否するに当たって、ソヴェトが取り上げる理由は、第二次「ア・ソ共委」での合意への到達の可能性が残っている点、そして「韓国〔朝鮮〕に関するアメリカ政府の提案」は、「南・北分断」状況を更に深化させる内容である点、との二点に存在した。ソヴェト側が四カ国会議を拒否した点から、アメリカ側は、以前から準備して来た「国連構想」上による、その独立問題の解決を模索している。

当時の非常に混乱していた韓国〔朝鮮〕の「解放政局」を開拓するために、国務省長官代理のW. ロヴェット(W.Rovatt)は、イギリス・ソヴェト・中国の三国外相に対して、一九四七年八月二日に新たな提案を含む七条項に亘る書簡を送った。先ず「モスクワ協定」に関する四カ国が、モスクワ協定の迅速な実行が可能な方法を検討するための政治的な会合を開く点であった。モスクワ協定にとって代わる新たな提案〔書簡〕の中核的な内容は、国連の監視の下で以南・以北両地域における総選挙の実施構想となっている。アメリカの書簡の主な内容は、以下のようなものとなっている。

それは先ず、①米ソ両国の占領地域で、各々の地域の完全な代表が可能な臨時立法組織を創り出すために、早い内に選挙の実施を行なうこと、但選挙は、普通選挙権に立脚して数多くの政党が参加する「秘密選挙」を実施し、現在以南・以北各々の地域の韓国〔朝鮮〕人の立法機構によって採択された法令に従って実施すること、②その臨時地域立法組織は、以南・以北両地域の人口比例によってその数を定め、統一韓国〔朝鮮〕のための臨時政府の樹立を目的とし、ソウルで会合する立法議院を構成する委員〔代表〕を、以南・以北両地域で同時に選出すること、③将来樹立される臨時政府は、モスクワ協定に關係する四大国の代表と会合して、韓国〔朝鮮〕の独立のための政治的・經濟的に確固たる土台に築き上げる。更にその政策目標に、必要な政治協力と援助提供の条件下での政府樹立のための如何なる援助が必要なのかを韓国〔朝鮮〕人代表達と討論する点⁵²となっている。

それに引き続き、④以上の全ての段階における世界でのあらゆる韓国〔朝鮮〕人達が希望する、その総選挙によっての選出議員が完全に韓国〔朝鮮〕を代表し、更にその立法議員がその代表的な性格を持っている点を、確認が可能となるよう国連のオブ・ザーヴァーを出席させること、⑤臨時政府と関係する上記の四大国は、全ての外国軍の撤退の時期について協議して合意すること、⑥以南・以北の両地域の立法組織は、立法議員が、後にその組織を憲法の基礎としての使用が可能な臨時憲法の、基礎となるよう準備すること、⑦臨時統一政府が樹立される迄に、両地域の公私の諸機関は、国連によって設立されたか、国連機構下に存在する国際機関との協議が可能になるように準備する、公式的な国際會議に韓国〔朝鮮〕人のオブ・ザーヴァーを適當な機会に参加が可能となるよう準備する点⁵³を定めている。

上記のような書簡の提案内容①②③④と⑤は、既述した韓国〔朝鮮〕特別委員会が三省調整委員会 SWNCC に提出した報告書〔書簡「D」〕と殆ど同様の項目となっている。その他に⑤では、外国軍が全面的に撤退する時期に関しての、四大国間の協議を提案している。その後⑥では、韓国〔朝鮮〕人の選出の立法議員による将来の統一政府のための憲法制定の準備が、その目

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策

的である点を明らかにしている。最後には、統一政府の樹立に当たっては、国連との協議が要請されている。更にその国連と協議する一つの方法として、国連で開かれる国際会議において韓国〔朝鮮〕人の、オブ・ザーヴァーの資格での参加によってその実現が目指されている。

一方で、アメリカの既述のような提案に対して、イギリスと中国の両国政府は、その提案を受け入れた。だが、ソヴェトは以下の理由から、その提案の受け入れを直ちに拒否した。すなわちソヴェト側は、アメリカ側の提案がモスクワ協定での規定遵守の義務から逸脱する試みであると非難した。更にソヴェトは、アメリカ側が第二次「ア・ソ共委」の範囲の内で、モスクワ協定の実現のための政治的な諸努力を全く行なわずにいる、と声明した。そして又V. モロトフ外相は、現在の政治的な苦境は、「先ず『ア・ソ共委』で、アメリカ側が採った立場から成る当然の結果である」⁵⁴と語っている。更に同外相は、その提案に先立ってソヴェトと事前の通告もなく、更にソヴェト側の了解を得ずに、一方的にイギリスと中国を招待したW. ロヴェット長官代理の、その一方的な政治行動に対して抗議し、その一方的な「政治行為」に対する不当性についても口調を荒げて批判したのである。

国務省は、W. ロヴェット長官代理の提案が、V. モロトフ外相によって直ちに拒否された後、九月一七日に国連事務局長宛てに書簡を送っている。その書簡の中で、アメリカは、その独立問題を国連への提訴を通告している。更にソヴェト側に対しても、アメリカ側は「両国間の交渉ではその独立問題の進展が見られず、ソヴェト側が、モスクワ協定に従う強大国間の討論に同意せずにいる点への確認を取っている。そして彼は、アメリカ側がその独立問題について、国連の場で議論するために国連総会へと提訴する。更に彼は、同問題を国連議題に取り上げ、議論して頂く点を決定した⁵⁵、とソヴェト側に通告している。それは、アメリカ側が、当時自国に同調的な国々が優位を占める国連を利用し、その独立問題を、アメリカ自國に有利な方向へと導く点を試みる政治的な意図を持って画策したものである。

アメリカ側の対ソヴェト政策が、「協調政策」から「反共・対ソ強硬策」

へと方針転換した事実を考えると、W. ロヴェット長官代理の上記の提案へのV. モロトフ外相の拒否は、余り驚く程の事実ではないと考えられる。「ア・ソ共委」は、アメリカ側の全般的な対外政策の「方針転換」に伴って、一般民衆の熱望が如何なるものであれ、究極的には失敗する状況に置かれた。その政治状況は、国際的な「冷戦体制」の深化と国内的な「冷戦構造」の確立を意味する単独政府の樹立・「南・北分断」体制への接近をも示唆している。更にそれは、アメリカ側が、「カイロ宣言」以来、自国の占領政策——信託統治の構想——の全面的な放棄を意味するのである。

上述のように、アメリカ側の政策立案者達は、韓国〔朝鮮〕に政府樹立に関する問題を国連の議論の場への提訴を決めている。その際、彼等は果して国連がその独立問題の解決が可能である、としたのか否かとの認識問題が、以下では大変重要な問題となって来る。又アメリカ側は、その独立問題の、「国連」への提訴の裏には、一体如何なる「政治的な動機」が隠されているのか、との背景問題も非常に重要である。と言うのも、アメリカ側がその独立問題を国連に提訴した時、それは「問題の解決」ではなく、「南・北分断」の前奏曲であったためである。そして二者交渉の上でも解決困難な政治問題を多者間の交渉の場に持ち込む点がその問題解決を更に複雑にさせる要因となっている。その二点は、アメリカの「分断構想」とも絡んでいる「国連構想」を探って行く上で、非常に重要な意味を持っている。

上述のような二点と関連して、先ず「安全保障」に概ね重点を置く観点で見れば、「アメリカ側は、アメリカ軍駐屯とそれに関わる軍事的な前哨基地の維持には、殆ど軍事的・戦略的な利得が不在である」^{5 6}との結論が、当時の統合参謀本部〔軍部〕の判断であった。当時の陸軍省は、対外援助資金に関する予算の削減問題に縛られていた。更に陸軍省は、世界各地で新たな諸問題に直面していたので、アメリカ軍駐屯の軍事上の戦略的な重要性とアメリカ軍の駐屯による軍事上・戦略上の価値を非常に低く見ていた。そして又極東で戦争が勃発した場合、在韓〔朝〕アメリカ軍は、「軍事的な〔自動的な介入〕責任」を負う筈である。そのために、アメリカ軍が、軍事的な防衛体制

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策

を敷くには、韓国〔朝鮮〕への、その軍事的な重要度の低い不適当な地域である⁵⁷、と当時の陸軍省は、判断していたのである。

アメリカ軍の前哨基地上の軍事的な価値や、軍事戦術上の戦略的な意味の重要度に関する評価は、一九四七年二月二十五日に、対アメリカ韓国〔朝鮮〕の占領政策に深く関係する国務省と陸軍省両省が中心となる韓国〔朝鮮〕特別委員会で作成されていた。そのような評価で重要なのは、韓国〔朝鮮〕が、アメリカにとって両国間での政治的な価値の観点から見れば、世界体制的な対決上の政治的な位相の象徴である一方、軍事戦略的な面の重要度について言えば、非常に低い地域である、との点であった。言い換えると、アメリカ側の、自国軍が駐屯する軍事的な意味と関わる戦略的な価値の観点で見れば、重要度の低い地域であっても、政治的な観点では、韓国〔朝鮮〕が非常に重要性が高い地域として認識していた⁵⁸点を示している。

そして又アメリカ側は、自国に有利な立場の確保のみを望み、更に現地のアメリカ軍事当局を維持するための財政的な諸問題を抱えていた。一九四七年度分の軍事予算は、約一二〇億ドルで今現在の水準から見れば、極めて少ないものの、その小さなパイをめぐって各省が争っていた。アメリカ側は、占領初期から同年七月末迄に、軍事的な援助との名目で、約二億五〇〇〇万ドル以上を使っている⁵⁹。更に陸軍省は、占領責任を担っていたが、現地では「軍人達が政治に横暴を働いている」、との国務省の人々の強い批判に晒されていた。そして陸軍省は、韓国〔朝鮮〕に対して、「トルーマン・ドクトリン」の適用対象とする新たな動きには反対の立場を取っていた。その議題をめぐって数週間に亘る論争の後、結局陸軍省が臨んだ通り、「封じ込め」政策は、同適用対象をギリシャ・トルコ両国に限定するとし、韓国〔朝鮮〕は、その適用の対象から除外される点⁶⁰が明白となって來るのである。

だが国務省は、対ソ強硬策・反共と関わる「封じ込め」政策の韓国〔朝鮮〕への適用を望み、そこで、発足後間もない国連に何等かの集団的な防衛体制の構築を韓国〔朝鮮〕に対して行なわせる、との妥協の方策を巡らした。国連に対して、「以南の単独政権」を後支えさせる、との政治戦略的な構想を、

アメリカ側が有するに至った基本的な理由は、正にそこに存在する⁶¹。更に国務省は三月に、既に経済的な「復興計画」の着手を考慮した。だが、「ア・ソ共委」での議論が第一次と同様に、膠着状況に陥るとの結果を見届けた後に、アメリカ側は、韓国〔朝鮮〕に対する五億ドルの援助計画を撤回した。その「経済復興」のための援助計画の撤回の今一つの理由は、アメリカの資金を援助するとの財政問題に非常に敏感なアメリカ下院側が、それ以上の援助資金の提供を渋ったためである⁶²とされている。

(4) 国連への韓国〔朝鮮〕の独立問題の提訴

さて、アメリカ側が国連を通じて、民主的な統一政府の樹立を望んでいたのか否かは、非常に疑問である。B. カミングスは、その独立問題を国連への移行は、「南・北分断」の固定化のための最後の仕上げであった、と説明している。当時のアメリカ側は、国連を圧倒的に牛耳っており、多くの友好国にアメリカ側の国連構想を支持させるのは容易な点であった。そのために、ソヴェト側の国連でのその独立問題への介入反対は初めから判り切っていた点であった⁶³と彼は指摘している。すなわちそれは、アメリカが国連で提案を行なった場合、ソヴェトの拒否権の行使は、ほぼ確実であったためである。そして又ソヴェト側は、当時既にアメリカ側の国連構想への協力が一切不可能である、との反対意志を表明した。従って、国連の役割は、その独立問題の根本的な原因であり、問題解消の先決条件とも言える、両国の熾烈な対立状況の下では、事実極めて制限されざるを得なかつたのである。

そしてS. ホッフマン(S.Hoffmann)が言うように、「国際機構とは必要な際には非効率的であって、有力な際には不要なものである」とすれば、その独立問題を解決し得る国連の政治的な調整能力は、その問題の解決について議論を始める最初の段階から、既に制限状況となる点を意味する。言い換えれば、その独立問題の原因となっている両国の間の熾烈な対立は、統一政府の樹立に対する国連の役割に関して相当制約を与えた点を意味する。その独立問題を、国連へと「持ち込んだ」点に対するソヴェトの反対は、アメリカ

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策

側にとっては十分に予想された結果であった。それは、終局的にその独立問題に対する「国際的な拡散状況」を意味し、特に当時アメリカ側に同調的な国が優位を占めている国連の議論の場では、「永遠な少数」に留まらせるを得なかつたソヴェトの孤立は最初から明らかくなっている。

そこで、国連総会が持つてゐる「機能と権限」は、対象国に対する調査・討論及び建議等に限定されていた。国連憲章によれば、国連総会の場での建議事項に関しては、国連総会で出された結論について、それに反対する国連の加盟諸国に対しての、国連による「道徳的な圧力」の行使は不可能である。だが、その国連の「機能と権限」とについて、法律〔国際法〕的な観点から見れば、それは法的な「拘束力」を持たないものである、と明確に定められている。その規定の存在にも拘わらず、アメリカ側は、その国連憲章の規定を軽視し、自国の意のままに国連にその独立問題を付託した。アメリカ側は、その時点迄に自国一国が背負つて來ていた、と考えた政治的な責任の一部を、国連及びその他の国連加盟国へと転嫁する策を巡らした。その外に別の提訴目的があつたとすれば、それは概ね以下のようない内容となつてゐる。

アメリカ側から見れば、それは国際會議上で常に「①非協調的なソヴェト側の姿勢に関する否定的な部分を国連の場で劇的に曝け出す結果、アメリカ側への国際的な同調勢力を増やす、との戦略的な望みと、②ソヴェト・共産勢力の支配に対抗して闘つてゐる以南の一部右派と一般民衆への道徳的な支援の必要性、③共産主義への同調勢力の台頭と、その膨張の阻止によって極東の不安定な勢力均衡を安定させる必要性がある点」⁶⁴等である。その国際政治の背景の下で、アメリカ側は、その独立問題に関するモスクワ協定上の、

「ア・ソ共委」で両国による問題解決が難関に直面すると、今やその解決は困難である、との判断を下した。結局の所、アメリカ側は、九月一七日にその独立問題の国連への上程〔提訴〕を決定し、第三次国連総会の議論の場での一つの「政治議題」として提出する結果となるのである。

上記のような統一政府の樹立に関するアメリカ側の国連構想を、ソヴェトに通告した時期は、G. マーシャル長官が、国連総会の場で行なつた演説の

直前の時であった。すなわち同長官は、その演説に当たってカイロ宣言・ポツダム宣言・モスクワ協定等々の国際協定や国際協約を援用した。同長官は、その演説の中で、その独立問題を国連総会の議論の場での一つの議題として提案した。そして又それは、アメリカ側の政治的な決定〔提訴〕を発表する僅かに数時間前、ソヴェト側を始めとする関係諸国に伝達されている。その独立問題が、国連総会の一つの重要な「政治議題」に含まれるべき、との同長官からの要請は、実に驚く程のものであった。国連総会の本会議における一般討論の過程で、同長官は、その独立問題を一つの〔政治〕議題として要請する理由として、以下のように説明している。

「それ以上、米ソ両国による直接的な政治交渉を通じてその独立問題を解決する試みは、韓国〔朝鮮〕における統一政府の建設を遅延させるための政治的な行為である点が明らかとなっている。それがアメリカ側が、その独立問題を、今度の国連総会に上程〔提訴〕する理由である。我々〔アメリカ側〕はむろん、早速な統一政府の樹立が可能な政策方案を提示する予定である。それは、その他の国連の加盟諸国の公正な判断が要請される重要な問題である、とアメリカ側は信じている。我々は、両国間の合意への到達が不可能である点によって、統一政府の樹立に対する一般民衆の切実な政治的な要求がそれ以上遅延されずに済む点を強く望むものである（〔 〕内は引用者）。」⁶⁵

上記の演説には、両国による直接的な政治交渉を今以上に続けても、その解決の目途が立たず、それが破綻状況に至っている点が記されている。だが、その二者交渉が今や破綻に至った原因やその分析等については全く触れずに、その独立問題の国連への上程〔提訴〕を要請するに留まっている。更に同長官は、その独立問題に対する解決の道を国連に求めつつ、その問題解決のための国連の「公正な判断」を要請している。それは、当時の国連加盟国の構成上の性格から見れば、国連の「公正な判断」を仰ぐアメリカ側の政治的な意図を如実に露呈している。国連こそがアメリカの政治的な意図を最も的確に反映する手段である点を活用し、それを積極的に利用することを明らかにしている。最後に、そのアメリカの政治的な意図を隠蔽しつつも、専ら統一政

府の樹立を熱望する一般民衆の要求に耳を傾けるとの形で、アメリカ側がその彼等の要求を叶わせるために尽力する姿を演出している。

その一方で、アメリカ側がその独立問題を国連総会での議論の場で一つの議題としての提訴問題についてソヴェト側は直ちに反発した。上述のアメリカ側の一方的な政治行動への、ソヴェト側の具体的な反対意思は、一八日に開かれた国連総会の八四次本会議と二一日の一般委員会におけるソヴェト代表の発言を通じて公式的に表明されている。同ソヴェト代表は、G. マーシャル国務長官による、その独立問題の国連総会の一議題への上程をアメリカ側の一方的な政治行為であると決め付け、国際的な協約〔モスクワ協定〕に違反する全く「不当な政治的な行動」であるとし、それは協定の遵守違反の隠蔽の試みである⁶⁶と強力に非難した。更に同代表は、モスクワ協定に対するアメリカ側の違反行為について、ソヴェト側は、断固としてそれを許容せず、それに強力に抗議すると反発し、以下のように語っている。

「①ソウルにおける「ア・ソ共委」での、九月一七日に行なったソヴェト側の新たな提案に対して、アメリカ側は未だに回答をも送らずにいる間に、アメリカ側がその独立問題を国連に持ち込んだ〔提訴した〕点は、モスクワ協定への〔重大且つ明白な〕遵守義務の違反である。②国連憲章での国連総会が審議する対象は、a) 国連憲章の範囲内にある問題又は事項、国連の各機関に属する権限や任務に関する問題又は事項——第一〇条——及び、b) 国際的な平和及び安全に関する諸問題——第一一条——であるが、その独立問題は、別個の国際協定が存在するにも拘わらず、国連総会での審議の対象となる討議事項には、不該当するものである（〔 〕内は引用者）。」⁶⁷

モスクワ協定に基づく、上記のようなソヴェト側のその強硬な反発は、概ねモスクワ協定に対する遵守義務の「違反行為」に、その焦点が当てられている。だが、「ア・ソ共委」の議論の場では、両国は提案・逆提案と、反駁・再反駁の過程を繰り返し、その問題解決の道を余り探し出さずにいた事実を見逃している。その視点から言えば、上述のソヴェト側による反発内容は、その独立問題を解決するための代案的な主張ではなく、専らアメリカ側の政

治行為のみを問題視する点で、その説得力に欠ける主張となっている。更に国連憲章に関する文言に対する解釈では、その独立問題の解決が、文言の解釈如何によって簡単に解決する訳でなく、その国連憲章に依拠して審議するか否かの問題への多くの議論の余地を抱える問題である。従って、ソヴェト側の主張は、「ア・ソ共委」における議論の再版となっている。

他方で、ソヴェト側の強硬な反対にも拘わらず、二三日に国連総会の政治委員会をして、国連は、国連総会でのその独立問題に関する審議及び報告等を委任した。統一政府の樹立問題が、国連の運営委員会と政治委員会とで論議される間に、ソヴェトの代表団は二つの策略を試みた。一つは、アメリカ側の提案の「合法性」の問題を論ずる戦略である。今一つは、国連での外交的な主導権を握るために、以南と以北の両域における米ソ両国軍の「即時撤退」を提案する戦略であった。そのような二つの戦略的な提案は、当時点では余りに効果が得られぬ点が確実な状況となって来る。それに従って、A. ヴィジンスキ(A.Vysinsky)代表は、彼自身の立場の正当化を図るための策略を探っていた。そのような彼の意図は、国連の討論の場における韓国〔朝鮮〕代表者の参加をめぐる議論〔後述〕として現われている。以下では、両国の国連における提案・反提案の過程について更に詳細に検討する。

注

¹ 本稿では、韓国〔朝鮮〕の表記を主に用いているが、それは、今現在の韓国・北朝鮮の「南・北分断」体制の政治状況をも考慮に入れた意味で使っている。同表記は、原則として一九四五年の「民族解放」以前及びそれ以後の一九四八年の以南・以北両地域で各々の政府が樹立する迄の韓国〔朝鮮〕半島の全域を指し示している。その際、本稿での文脈上の流れで用いる場合には、韓国と北朝鮮、以南や以北と言う使い方をする場合もある点を予め断って置く。

² 第二次大戦直後の韓国〔朝鮮〕における「国際的な信託統治」の実施問題をめぐるアメリカ・ソヴェト両国間の対立については、拙稿、「第二次世界大戦後アメリカの対韓国〔朝鮮〕政策〔信託統治構想〕に関する一考察——韓国〔朝鮮〕国内の政治諸勢力の信託統治に対する反対運動を中心として——」『法政論集』第一五四号（名古屋大学法学部 一九九六年刊行）；「アメリカの信託統治の構想(1)(2)(3)(4完)」愛知学泉

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策

大学経営研究所、『経営研究』2002年9月第16巻第1号、12月第2号、2003年3月第3号、12月第17巻第1号参照。

³ アメリカ・ソヴェト共同委員会における両国の対立関係については、拙稿、「第二次世界大戦後アメリカの韓国〔朝鮮〕政策〔分断構想〕に関する一考察——アメリカ・ソヴェト共同委員会と『南・北分断』の固定化を中心として——(1)(2完)」『法政論集』第一八一・一八八号(名古屋大学法学部刊行二〇〇〇年、二〇〇一年参照)。

⁴ L. M. Goodrich, *Korea: A Study of United States Policy in the United Nations* (New York: Council on Foreign Relations, 1956), p. 26.

⁵ Congressional Record, 80th. Cong., 1st Sess., March 12, 1947, p. 1881

⁶ 殆どの学者は今尚、「トルーマン・ドクトリン」が封じ込めの対象としたのは西ヨーロッパと南ヨーロッパのみであって、東アジアがその対象になったのは、一九五〇年に「韓国動乱=朝鮮戦争」が勃発してからであった[B. Cumings, "The Division of Korea", J. Sullivan & R. Foss (eds.), *Two Korea—One Future?* (Boston: University Press of America, 1987) —以下、"The Division of Korea" と略記する—, p. 12. 林茂訳、『二つの朝鮮一つの未来』(お茶の水書房 一九八九年) 参照]、と主張している。

⁷ G. F. Kennan, *American Diplomacy 1900–1950* (Chicago: University of Chicago Press, 1951), p. 117.

⁸ Soon-Sung Cho, *Korea in World Politics, 1940–1950: An Evaluation of American Responsibility* (Berkeley: University of California Press, 1967). 趙淳昇、『朝鮮分断の責任——分断をめぐる外交——』(成甲書房 一九八四年) 参照]

⁹ *Ibid*, p. 169.

¹⁰ 鄭容碩、『美國ノ対韓政策——1845～1980——』増補版(ソウル:一潮閣 一九九三年)一四四頁。

¹¹ 金雲泰、『美軍政ノ韓國統治』(図書出版博英社 一九九二年); 藤城和美、『朝鮮占領』(京都:法律出版社 一九九三年)。

¹² 日本外務省国際協力局編、「国際連合の朝鮮関係決議案」『国際連合研究資料』第3巻第1号(日本外務省 一九五三年); 大韓民国国史編纂委員会編、『大韓民国史資料集——UN韓国臨時委員団関係文書——』第二巻(ソウル:国史編纂委員会 一九九八年); 林命三訳、『UN朝鮮委員会報告書——国際小叢書2——』(ソウル:国際新聞社出版部 一九四八年)。

¹³ 李完範(外)編、『解放前後史ノ認識1・2・3・4・5・6』(ソウル:図書出版ハンギル社 一九七九～一九八九年) 参照。

¹⁴ 朴智香・金哲(外)編、『解放前後史ノ再認識1・2』(ソウル:図書出版冊世上二〇〇六年) 参照。

¹⁵ J. Halliday, "The Economies of North and South Korea," J. Sullivan & R. Foss, (eds.), *op. cit.*, p. 21.

¹⁶ *Department of State Bulletin*, August 4, 1946, p. 233.

¹⁷ H. S. Truman, *Memoirs by H. S. Truman, Vol. II: Years of Trial and Hope* (New York: A Signet Book, 1965), pp. 325–326. 加瀬俊一=監修/堀江芳孝=訳『トルーマン回顧録——[1] 決断の年・[2] 試練と希望の年——』(恒文社 一九六六年) 参照。

¹⁸ See, A. C. Wedemeyer, *Wedemeyer Reports* (New York: Henry Holt, 1958), pp. 463–479.

¹⁹ The Political Adviser in Korea (Jacobs) to the Secretary of State, Seoul, July 21, 1947, *FRUS* (1947), Vol. VI, pp. 710–711.

²⁰ U. S. Congress, Report of the President Submitted by Lieutenant General A. C.

Wedemeyer, September 1947, Korea, pp. 11-12; Report to the President on China-Korea, September 1947, Submitted by Lieutenant General A. C. Wedemeyer, dated September 19, 1947, United States, Repartment of State, "Foreign Relations of United States Dipomatic Papers", —以下、*FRUS*と略記する——(1947), Vol. VI, p. 799.

²¹ Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p. 169.

²² United States Armed Forces in Korea, —以下、*USAFIG*と略記する——, *Summation*, No. 14(November, 1946), p. 15. 当時 J. ホッジ中将の苦悩する心境は、M. クラーク (M. W. Clark) 将軍に対して、「万一私が軍隊やアメリカ政府の命令を受けぬ民間人であれば、毎年一〇〇万ドルずつを [私に] 与えると言われても、今の職責は不担当する筈である」

[M. W. Clark, *From Danube to the Yalu*(New York:Harper and Brothers, 1954), p. 15. (〔内は引用者〕) と吐露する所に良く現われている。

²³ B. Cummings, "The Division of Korea," p. 12.

²⁴ J. Halliday, *op. cit.*, p. 23.

²⁵ R. A. Scalapino (ed.), *North Korea Today*(New York:Frederick A. Praeger Inc., 1963), pp. 17-19.

²⁶ H. S. Trumann, *Vol. II. :Years of Trial and Hope, Memoirs*, p. 326.

²⁷ *Wedemeyer Reports*, pp. 477-479; U. S. Department of the Army, "History of the American Military Advisory Groups in Korea" MS, pt. 1, p. 29.

²⁸ 金学俊、「分断ノ背景ト固定化過程」宋建鎬・陳徳奎(外)編、『解放前後史ノ認識——美軍政ト民族分断、親日・反民族勢力ノ実像ト解放直後ノ経済構造——』(ソウル: 図書出版ハンギル社 一九八九年) 九〇頁参照。

²⁹ The Political Adviser in Korea(Jacobs) to the Secretary of State, Seoul, July 21, 1947, *FRUS*(1947), Vol. VI, pp. 710-711.

³⁰ 『大韓日報』一九四七年七月三〇日付。

³¹ *FRUS*(1947), Vol. VI, pp. 738-741.

³² *FRUS*(1947), Vol. VI, pp. 713-714, 734-736.

³³ Memorandum by the Director of the Office of Far Eastern Affairs(Vincent) to the Assistant Secretary of State for Occupied Areas(Hillding), January 27, 1947, [Annex:A Solution of the Korea Problem by SyngmanRhee], *FRUS*(1947), Vol. VI, pp. 604-605.

³⁴ Memorandum by the Assistant Chief of the Division of Eastern European Affairs(Stevens), Washington, September 9, 1947, *FRUS*(1947), Vol. VI, p. 784-785.

³⁵ Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff(Kennan) to the Office of For Eastern Affairs(RutterWorth), September 24, 1947, *FRUS*(1947), Vol. VI, p. 814.

³⁶ Kennan to Mashall, Resume of World Situation, November 6, 1947, The State Department Policy Planning Staff Paper 1947, Vol. 1(New York:Garland, 1983), p. 135.

³⁷ *FRUS*(1947), Vol. VI, pp. 734-736.

³⁸ *FRUS*(1947), Vol. VI, pp. 738-741.

³⁹ *FRUS*(1947), Vol. VI, p. 741.

⁴⁰ 同文書についての詳細は、See, *SWNCC176/30*, August 4, 1947, Appendix' C, ' pp. 223-224, M-1243, Roll. 15.

⁴¹ 同文書についての詳細は、See, *SWNCC176/30*, August 4, 1947, Appendix' D, ' pp. 225-227. M-1243, Roll. 15.

⁴² B. Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol. II:*The Roarding of the Caratact*, 1947-1950——以下、*The of Origins of the Korean War*, Vol. IIと略記する——(Princeton:

韓国〔朝鮮〕の「分断体制」とアメリカの国連政策

Princeton University Press, 1990), p. 66. 尚 *The origins of the Korean War, Vol. I: Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947* ——以下、*The origins of the Korean War, Vol. I* と略記する——(Princeton: Princeton University Press, 1981). 鄭 敬模・林 哲・加地永都子訳、『朝鮮戦争の起源——解放と南北分断体制の出現一九四五年～一九四七年——』第1巻・第2巻（影書房／シアレヒム社 一九八九、一九九一年）参照。

⁴³ The Political Adviser in Korea (Jacobs) to the Secretary of State, August 9, 1947, *FRUS (1947), Vol. VI*, p. 746.

⁴⁴ The Secretary of State to the Embassy in the Soviet Union, August 11, 1947, *FRUS (1947), Vol. VI*, pp. 748-749.

⁴⁵ *FRUS (1947), Vol. VI*, pp. 771-774.

⁴⁶ *USAIFK, South Korean Interim Government Activities*, No. 1 (August, 1947), pp. 163-193. その点については、趙淳昇によれば、「アメリカ側の立場を支持する唯一の国内の政治勢力を形成している右派諸勢力を強化する点が望まれる、との判断をアメリカ側が下した」〔Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p. 152.〕と主張している。付け加えて言えば、アメリカ側の、その左派諸勢力に対する政治行動〔左派抑圧〕は、全く良い結果には結び付いておらず、その左派人物〔勢力〕への大々的な検挙が「ア・ソ共委」の終焉を実質的に早める結果を招いたのである。

⁴⁷ Soon-Sung Cho, *Ibid.*, p. 152.

⁴⁸ *USAIFK, op. cit.*, pp. 190-193.

⁴⁹ *Ibid.*, pp. 190-193.

⁵⁰ その後、G. マーシャル長官の共同報告書の提出要求について、V. モロトフ代表は、その報告書の提出に対しては賛成すると回答した。「だが最近の左派諸勢力に対する大々的な検挙の事態が「ア・ソ共委」の任務を破壊している〔Department of State Bulletin (September 7, 1947), p. 475〕」と抗議した。そして最終的に両国の代表団は、「合意点への到達が不可能であって、両者間の見解の差によって共同報告書を作成する点が不可能である〔*Ibid.* (September, 1947), p. 474.〕」との発表を行なっている。

⁵¹ *FRUS (1947), Vol. VI*, p. 779.

⁵² United States, Department of State, *Korea's Independence*, Far Eastern Series 18. Publication No. 2933. Released ——以下、*Korea's Independence* と略記する——(October, 1947), p. 56.

⁵³ *Ibid.*, p. 56.

⁵⁴ *Department of State Bulletin*, September 28, 1947 p. 623.

⁵⁵ Council on Foreign Relations, *Documents on American Foreign Relations* (New York: 1947), p. 119.

⁵⁶ H. S. Truman, *Vol. II. : Years of Trial and Hope, Memoirs*, pp. 325-326.

⁵⁷ B. Cumings, “The Division of Korea,” p. 13. そして彼等は、空中作戦から全ての敵国の軍事基地と軍隊を無力化する点が「大規模の陸上作戦よりも効果的であって、費用も削減される」と考えた。更に全世界に亘ってアメリカ側が担当している多くの地域の兵力の不足によって、アメリカ側は相対的に軍事的な重要性が大きい所に優先的に兵力を使用する必要性が存在した。彼等は、「現在の深刻な兵力不足を鑑みる時、韓国〔朝鮮〕に駐屯する二個師団の兵力、約四万五千名が韓国〔朝鮮〕以外の地域で更なる効果的な利用が可能である」との点に同意していた。Soon-Sung Cho, *op. cit.*, pp. 163-164.

⁵⁸ だがB. カミングスは、一九四七年以降、韓国〔朝鮮〕の政治・戦略的な価値を

高く評価したのは、陸軍省ではなく国務省内の中枢の官僚達であったと説明している。アメリカ側」がその役割を果たせるのか否かは、ソヴェト側との直接対決の場で、アメリカ側は信頼するに足るのか否かとの、言わばアメリカ側の「反共の指導者」としての政治能力を問われる結果となつたと指摘している。B. Cumings, *Ibid.*, p. 13.

⁵⁹ U. S. Department of State, *Korea: 1945-1948, Far Eastern Series 28*(October, 1948), p. 39. 同文書は、韓国〔朝鮮〕についての、選別された幾つかの文書が付け加えられた政治発展及び経済資源に関する報告書である。Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p. 164.

⁶⁰ *Department of State Bulletin*, May 18, 1947, p. 962.

⁶¹ B. Cumings, "The Division of Korea," pp. 12-13.

⁶² それは、B. カミングスの説明によれば、国務省と陸軍省の両省のその韓国〔朝鮮〕の重要性をめぐる評価は、一九五〇年の「朝鮮戦争」迄続いた。アメリカ側が、国連の手を借りて以南をソヴェト・共産主義の膨張主義から守ろうとした戦略の主たる理由は、上述のような点にあつた(B. Cumings, *Ibid.*, p. 13)と主張している。

⁶³ B. Cumings, "The Division of Korea," p. 13.

⁶⁴ Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p. 168.

⁶⁵ U. N. Document, A/315.

⁶⁶ U. N. Official Document Verbatim Record Second Session, 1947. Vol. 1, p. 91.

⁶⁷ 入江啓四郎、『日本講和条約の研究』(板垣書店 一九五一年) 四八頁。